

未来を拓く
商工会議所ニュース

2021

8月号

8月20日発行

No. 240

きりしま



商工会議所会員数(8月1日現在)

総会員数 1,328 事業所

個人企業 586 事業所

法人企業 742 事業所

主な内容

◆新型コロナウイルス感染症に伴う

支援について……………P2~4

市の人口と世帯(8月1日現在)

総人口 124,782 人

男 60,264 人

女 64,518 人

世帯数 62,022 戸



霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号

TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662

URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

支援について (8/12現在の情報になります)

〈霧島市〉事業継続支援給付金 (第3期)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請等の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難となっている市内中小企業等（個人事業主を含む）に対し、給付金を給付します。

対象者

市内に事業所（店舗）がある中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等（農林水産業者を含む。）なお、フリーランスを含む個人事業主については、全収入の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち市内に事業所を有しないものは令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記載されている方に限ります。
※ただし、次に掲げる事業者等を除く。

1. 国の月次支援金の対象となる事業者
2. 鹿児島県事業継続支援給付事業の対象となる事業者
3. 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店
4. 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金の給付を受けた事業者
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期
 - ・令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

給付要件

1. 令和3年4月1日時点で、霧島市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
2. 令和3年5月又は6月の売上が前年又は前々年同月等の売上と比較して20%以上50%未満の範囲内で減少していること。
3. 令和元年分又は令和2年分の事業所得を申告していること。
4. 令和元年又は令和2年に市税を収めていること。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
6. 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
8. 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
9. 給付金の趣旨に照らし、給付金を支給することが適当であること。

詳細は市ホームページ（右下 QR）をご確認ください。

給付額

- ・法人：一律 20 万円
- ・個人事業者：一律 10 万円

申請受付期限

令和3年9月30日（木）まで ※消印有効



第3期

申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則、郵便で受け付けます。ご理解、ご協力をよろしく願います。

【送付先】

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市商工振興課「事業継続支援給付金」担当宛て

〈霧島市〉事業継続支援給付金 (令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型)

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が**令和3年5月10日から令和3年6月20日までの期間**、市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請したことなどに伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けている市内の飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため給付金を給付します。

対象者

飲食店取引事業者

- * 飲食店の求めにより当該飲食店の業務に供する物品又はその運営に必要なサービスを直接かつ継続して供給する法人及び個人事業者のことをいいます。
- * フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち事業所を有しないものは令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記載されている方に限ります。
- * 開業以降、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っている方に限ります。
- * 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得し、主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業所が対象です。
- * 霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型）の給付を受けた方は申請できません。

給付要件

1. 令和3年4月1日時点で霧島市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
2. 令和元年5月31日以前から引き続き市内で事業を継続している飲食店取引事業者の場合は、令和3年5月又は令和3年6月のいずれか指定する1か月の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、30パーセント以上減少していること。
3. 令和元年6月1日から令和3年4月1日の間に事業を開始した飲食店取引事業者の場合は、令和3年5月又は令和3年6月のいずれか指定する1か月の売上が、令和元年7月から令和3年4月までの間の任意の1か月と比較して、30パーセント以上減少していること。
4. 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得又は給与所得並びに不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
5. 令和元（平成31）年又は令和2年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。 他
詳細は市ホームページ（右下 QR）をご確認ください。

給付額

- ・法人：一律 30 万円
- ・個人事業者：一律 15 万円

申請受付期限

令和3年8月31日（火）まで ※消印有効



令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

新型コロナウイルス感染症に伴う

鹿児島県事業継続一時支援金

県による飲食店への営業時間の短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業、個人事業主等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付し、事業者の事業継続を図ります。

対象者

- ①・**個人事業者** 鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者
- ・**中小法人等** 鹿児島県内に本店又は主たる事務所（いずれも登記簿上の記載）を有しており、次の要件を満たす中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等
ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- ②対象期間（令和3年5月～6月）において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、前年又は前々年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。
- ③令和3年4月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

※下記に該当する場合は支援の対象外になります。

- ・県が令和3年5月から6月までの間に実施した営業時間短縮要請の対象の飲食店を有する事業者
- ・国の月次支援金の5月分及び6月分のいずれか又は両方を受給した事業者（※今後、受給する場合も含まれます。）

給付額

「前年又は前々年の対象期間の収入額」－「対象月*の収入額」×2か月
※対象期間のうち、事業収入が前年又は前々年同月比50%以上減少した月

中小法人等：上限30万円

個人事業者：上限15万円

申請受付期限

令和3年9月7日（火）まで ※当日消印有効
※令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金を申請し、不給付となった事業者について令和3年11月1日（月）（必着）まで申請を受け付けます。ただし、証拠書類等が必要になります。詳細は県ホームページ（右QR）をご確認ください。



鹿児島県事業継続一時支援金

問い合わせ先

鹿児島県事業継続一時支援金コールセンター
TEL.099-201-6202（土日・祝日を除く9:00～17:00）



中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **20万円/月**

個人事業者等 ▶▶ 上限 **10万円/月** を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の基準月*1の売上－2021年の対象月*2の売上

*1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

*2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象 詳しくはホームページでご確認ください

- ①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。
 - ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4
 - ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること
- ※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

申請期間

6月分の月次支援金の申請期間は**2021年7月1日～8月31日**です。
7月分の月次支援金の申請期間は**2021年8月1日～9月30日**です。
8月分の月次支援金の申請期間は**2021年9月1日～10月31日**です。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

☎ **0120-211-240** 伊弉諾専用ダイヤル **03-6629-0479** 受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日も全日)



ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/getsubjshienkin>

月次支援金 検索



給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者（他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む）

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など | 6 経営コンサルタントや士業など
専門サービスを提供する事業者 |
| 2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など | 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者 |
| 3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など | 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者 |
| 4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など | 9 飲料や食品の卸売を行っている事業者 |
| 5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど | 10 農業や漁業を営んでいる事業者 |

以下の場合には給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

（対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

（対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※5の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

飲食店の感染防止対策を支援します！



飲食店が実施する新型コロナウイルス感染防止対策用品の整備等に要する経費について補助します。

補助対象者

県内飲食店を営む事業者

※飲食店とは、食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店、菓子製造業に限る）を取得している施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設
対象施設例／食堂、レストラン、料理店、カフェ、喫茶店、焼き肉屋、居酒屋、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケ店、ゴルフ場・温泉施設等内のレストラン、イートインスペースがある洋菓子店・パン屋 等

対象外施設例／デリバリー・テイクアウト専門店、スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース、宿泊施設内にある宿泊施設直営の飲食店、一般客が利用できない学校給食・病院給食・社員食堂 等

※あくまでも例示であり、施設の営業形態等によって対象となるかが異なる場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

補助内容

補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等（令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間に購入し代金を支払ったもの）

- ・補助率 10/10 以内
- ・補助額 1店舗あたり上限 10万円

申請期間

令和3年9月30日（木）まで（当日消印有効）

申請書等の入手方法

- ・鹿児島県庁ホームページ
- ・本庁・出先（県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、支庁事務所総務担当課（係））

申請書の提出方法

郵送のみ（簡易書留又はレターパック）

※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。（1事業者あたり申請は1回まで）

申請・問い合わせ先

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局
（〒892-0825 鹿児島市大黒町1-3 プラザ鹿児島ビル3階-1）
コールセンター：099-201-3241
（9:00～17:00/土日祝除く）



県庁HP

中小・小規模事業者の キャッシュレス導入に要する経費を支援します！



補助金対象者

補助金の交付の目的となる中小・小規模事業者を営む法人又は個人

※詳細な条件についてはホームページよりご確認ください。

補助金対象店舗（事業所）

補助金対象者が営む店舗（事業所）であって、次のいずれにも該当するもの

1. 鹿児島県内にあること。
2. 令和3年3月10日から令和3年9月30日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了すること。
3. 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年9月30日までの期間内に完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始すること。

補助率・補助上限額

- ・補助率 4/5 以内
- ・補助額 1事業者あたり上限 10万円

※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。

申請期間

令和3年9月30日（木）まで（消印有効）

※上記期間内においても、補助金交付決定額が予算額に達する目処が立った時点で受付を締め切りますので、非接触型のキャッシュレス決済サービスを導入したら、速やかに申請してください。

申請書等の入手方法

- ・鹿児島県庁ホームページ
- ・本庁・出先（県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、各支庁事務所総務担当課（係））

申請書の送付方法

郵送のみ（簡易書留又はレターパック）

※申請は1事業者あたり1回までです。

※県の他の補助金と併用して申請することはできません。

問い合わせ先

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局
（〒892-0821 鹿児島市名山町1-7
クリスタルビル3階）
コールセンター：099-295-3888
（9:00～17:00/土日祝除く）



県庁HP

検定合格 *おめでとう*

※本人掲載承諾のあった方のみ掲載しています。【敬称略】

珠算・暗算検定合格者

(2021年6月27日施行)

段位・暗算

準初段 宮田 采奈
(中原珠算教室)

珠算の部

3級	鳥原 健 (迫井そろばん教室)	5級	富尾 結衣 (富尾千代絵)
準3級	富田 愛琴 (大河原珠算教室)	6級	富尾 綾 (富尾千代絵)

事業者の方へ 消費税 インボイス制度 令和3年10月1日から登録申請書受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

制度導入までのスケジュール

登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日**までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

インボイス制度の概要について

・適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

・インボイス制度とは

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



特設サイト

インボイス制度に関する問い合わせ先【専用ダイヤル】**0120-205-553**（9:00~17:00/土日祝日除く）

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、所定の要件に該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	8,000万円（別枠）
利率（年）	基準金利 1.26 ~ 1.65 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率△0.9%（注）、4年目以降は基準利率（注）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保	無担保

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。【お問い合わせ先】中小企業相談所 TEL. 0995-45-2552

補助金等活用事業者紹介

当社も活用しました！

〈商号〉 有限会社 瀬戸口鉄筋工業 代表取締役 瀬戸口 秀一

〈所在地〉 霧島市国分清水三丁目7番11号

〈業種〉 鉄筋工事業

〈活用した施策等〉 1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
2.小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉
3.県地場産業緊急支援対策事業
4.市ビジネス展開支援事業補助金
5.先端設備等導入計画



取締役 瀬戸口 佑太 氏

当社は、1988年設立、建築物における鉄筋加工、取り付け業務を鹿児島、宮崎の両県にわたり活動しています。従業員は13名、人手不足の影響もありベトナムからの技能実習生を3名受け入れています。新型コロナウイルスによる影響で、現場活動の停止、再開後の工期短縮の対応のため、従業員の作業効率化を図り、生産性向上を行うことが不可欠となってきました。そこでこの危機を乗り越えるために、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を活用して設備導入を図ることを目標に取り組んでまいりました。

なんとか自分で公募要領を読み込み、事業計画書や数値目標を作成してみましたが、これでいいかがわからず、提出前に商工会議所へ相談しました。

担当となった横井経営指導員から、事業計画書の作成にあたり、最初にストーリー性、一貫性、実現可能な数値目標、資料の見易さが重要だと指導を受けました。訪問やメールで何度もやり取りを重ね道筋を作っていたことに感謝しています。採択後も交付申請、完成検査、実績報告にいたるまで、困ったことがあると相談させていただき無事に事業完了することができました。

ものづくり補助金採択のあとも、こういう補助金がありますとご紹介いただいて、昨年度は合計4つの補助金に採択され、先端技術の設備を導入することができました。加工工程での作業時間短縮、加工業務の少人数化が可能となり従業員の作業負担、事業所の設備投資額の負担の軽減に寄与することができました。

これからも設備を有効活用し、事業所および霧島市の発展のために努力していきます。

【商工会議所経営支援レポート】

中小企業相談所 横井 竜也

事業所をこういう風にしたいの思いが強い佑太様の意思を尊重しつつ、事業計画書作成の際は、1項目ごと丁寧に作成させていただきました。昼は現場に出て、夜間に資料作りをすることは大変だったことでしょうか。このコロナ禍を様々な制度を活用して乗り越えてください。今度は、経営革新計画取得に向け共に頑張ってください。

コロナでお困りの中小企業のみなさまへ 融資相談会のご案内

霧島商工会議所中小企業相談所では、日本政策金融公庫、鹿児島県制度融資等の融資相談会を開催いたします。当日は、日本政策金融公庫鹿児島支店融資担当者をご相談・お申込みを承ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、事業資金を必要とされている方など相談の上、迅速に対応いたします。

日時：令和3年9月17日（金）10:00~16:00

※ 事前の申し込みが必要となります。

会場：霧島商工会議所 中小企業相談所
（霧島市国分中央三丁目44番36号）

申込先（お問い合わせ）：霧島商工会議所 中小企業相談所
TEL 0995-45-2552
FAX 0995-45-5669

※ご相談いただいた相談内容は、厳重に管理いたしますので
安心してご相談下さい。

ご相談内容の例

- ・感染防止に対応した店舗に改装を行いたい。そのための設備資金を貸してほしい。
- ・感染症の影響により、手許資金が少なくなったので、今後に備え運転資金を確保しておきたい。
- ・売上が回復しないなかで、借入金の返済が始まってしまう。元金返済をもう少し伸ばしたい。毎月の返済額を減らしたい。

ゴミO運動&防災研修事業

霧島 YEG では、7月11日に毎年恒例のゴミO運動と研修委員会主催の防災研修を行いました。

ゴミO運動では、16名の部員の参加があり、朝7時から国分中央エリアのゴミ拾いを行いました。その後の防災研修では防災食(アルファ米)の試食や霧島消防局様より講師を招き、『災害時における応急処置のやり方』と題し講習会を開催しました。実際にケガをした時の止血法や保温の方法、身近にあるものを使った応急担架の作り方や搬送方法などを教えていただきました。

最後に、災害対応シミュレーション『防災クロスロード』を行いました。もしもの状況を考え、それぞれに意見が飛び交い参加者全員が防災について考えるきっかけになったのではと思います。



防災食(アルファ米)



防災クロスロードを行っている様子



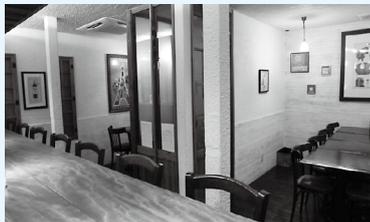
ゴミO運動の実施

～霧島商工会議所青年部 新入部員紹介～

小松 真也 さん

新入部員の小松と申します。国分のワインバー NICO で働いております。NICO はワインやウイスキー、焼酎などをゆったりした空間でお楽しみいただけます。

アルコールが飲めない方は雰囲気だけでも楽しめるノンアルコールのスパークリングもごぞいます。二次会等はもちろん、お1人様でもお気軽にお越しください。



会社紹介 『ワインバー NICO』

鹿児島県霧島市国分中央 3-806-1 2F

営業時間：18:30～24:00

定休日：日曜日

霧島商工会議所青年部

部員求む!

ホームページより申込書をダウンロードできます!詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。
web: <http://kirishima-yeg.com/> mail: info@kirishima-yeg.com/

ホームページ
QRコード



霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。活動を通じて、多くの方々と出会い、世代を超えて熱い交流をしていきましょう。さあ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格

- ★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
- ★経営者・後継者および企業の方。
- ★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

霧島商工会議所青年部

TEL:0995-45-0313 FAX:0995-45-5662

ちょっと気になるお店

日当山無垢食堂

☎0995-56-8615
霧島市隼人町内 1487-1
▶令和元年 11 月創業
▶代表 古川 理沙



Instagram

★レストラン

[休] 水曜日
[営] 朝食 8:30~10:30
ランチ 11:30~15:00
(14:30 オーダーストップ)
[席] ・カウンター 4席
・テーブル 10 台(24 席)

★物産館

[休] なし
[営] 8:30 ~ 18:00

日当山西郷どん村内にあり、
レストランと物産館が併設されています。

お店のPR

レストランでは、二十四節気・七十二候に合わせて、霧島産の旬の食材を中心にメニューが2週間ごとに変わります。主菜3種から1つ、副菜7種から2つ選ぶ一汁三菜セットが人気です。お子様、お年寄り、妊婦さん、働き盛りの皆さんに、おいしさできるだけ素直に味わってもらえるような調理方法そして毎日でも食べたいと思えるような料理を心がけています。

★一押しメニュー!!

- ・一汁三菜セット ￥1,100 ←オススメ
- ・副菜三種セット ￥1,000
- ・副菜全種盛りセット ￥1,500

物産館では、地元のとれたて野菜やレストランで作ったお弁当販売・総菜の計り売りも行っています。ぜひ、ご家庭でも無垢食堂の味をお楽しみください。



かぼちゃはウリ科に属するつる性の植物で、現在JAあいら管内では、西洋かぼちゃの「えびす」・「栗天下」・「くり将軍ネオ」が主に栽培されています。

「えびす」は煮くずれしにくいので煮物。「栗天下」や「くり将軍ネオ」はスープにとても合います。その他、かぼちゃの美味しい食べ方として、天ぷらはもちろんですが、お菓子に使っても美味しいので一度お試しください。

おすすめ「かぼちゃ」アレンジメニュー



始♡LOVE和牛女子 監修
かぼちゃの牛肉巻き

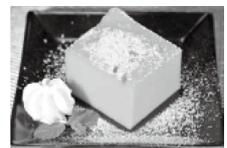
※「始♡LOVE 和牛女子」は JA あいら管内（霧島市・始良市・湧水町）で肉用牛を飼育する女性農業者グループです。



かぼちゃのスープ



かぼちゃのはんぺんチーズ焼き



ガトーパンプキン



レシピの詳細については、
JAあいらのコミュニティー誌
「あいらいく」をご覧ください。